

わたしたちの 新宿区議会



もくじ

- 1 区議会のしくみ
- 2 区議会のしごと
- 3 請願・陳情
- 4 会議のあらまし
- 5 議会の公開
- 6 新宿区平和都市宣言
- 7 新宿区環境都市宣言

1 区議会のしくみ

議員は区民の代表

わたしたちが生活している新宿区を、明るく安心して快適に住めるまちにするためには、区民一人一人が考え、話し合い、自分たちで実行していくことが大切です。これが、地方自治の基本的な考え方です。

しかし、実際に区民全員が集まって実行することはできません。そこで、選挙によって区民の代表として区議会議員が選ばれています。

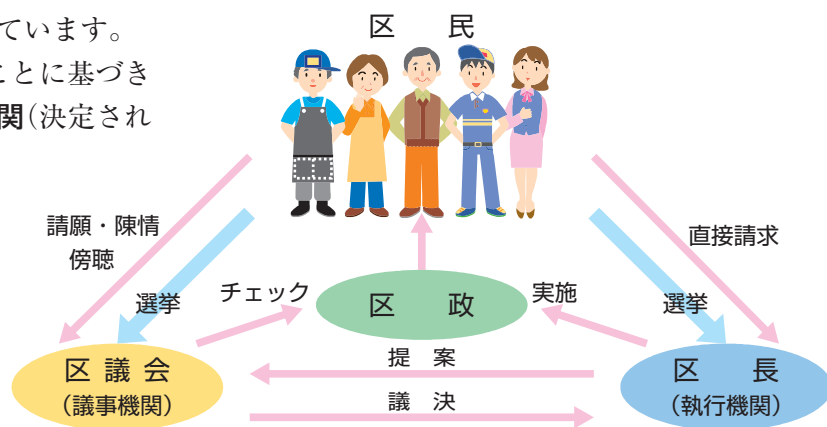
区議会議員は、区民の意見や要望を聴き、区民生活に関する問題についての話し合いをして条例や予算などを決め、わたしたちの新宿区を住みよいまちにするように努力しています。

区議会の役割

区議会は、区民の代表である議員で構成され、区民生活に関わる重要な事項の決定や監視を行っています。このため区議会は**議事機関**(ものごとを審議し、決定するところ)と呼ばれています。

一方、区長は、区議会で決めたことに基づき実際に区の仕事を行うので、**執行機関**(決定されたことを実行するところ)と呼ばれています。

区議会(議事機関)と区長(執行機関)は、それぞれ独立した立場であり、お互いに役割を十分尊重しあいながら、区民生活の向上に努めています。



区議会の構成

区議会議員

区議会議員は、選挙により、満25歳以上で選挙権のある区民の中から選ばれます。

議員の任期は4年間と定められており、身分は特別職の公務員です。

新宿区議会議員の定数は38人です。議員の人数は、地方自治法の規定により、各自治体の議会が条例で定めることとされています。

【選挙は18歳から】

公職選挙法等の一部改正（平成28年6月19日施行）により、選挙で投票できる年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」へ引き下げられました。

【政治倫理条例】

新宿区議会は、区民から信頼される議会を目指し、平成17年第2回定例会で、議員提案条例として「新宿区議会議員政治倫理条例」を全会一致で可決し、平成17年12月1日に施行しました。

新宿区議会議員政治倫理条例（抜粋）

平成17年6月20日条例第54号

【前 文】

地方分権が進行する中で、新宿区議会は、区民から信頼される議会を目指して、そのあり方を検討し、実際に多くの改革を実行してきた。

今日、議会が、地方分権と区民参画の流れに対応し、区民からの一層の信頼を得るためには、議員と区民が選挙で成立した負託関係を日常的に履行する仕組みが求められている。すなわち、一方において、議員が明確な基準のもとで誇りをもって区政を担いつつ説明責任を果たし、他方において、区民は、議員を信頼し、必要な場合に議員の活動について説明を求めることができる仕組みを創設することが必要である。

ここに新宿区議会は、議会の総意をもって、政治倫理条例を発議する。

議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙によって一人ずつ選ばれます。

議長は、議場の秩序を保ち、会議を円滑に進め、議会に関する事務を処理します。

また、議会の代表として様々な会議や行事に出席しています。

副議長は、議長が不在のときや欠けたときに、議長に代わりその職務を行います。

会 派

政党が同じであることや、同じ意見・考え方を持つ議員が集まり、グループを作っています。このグループを会派と呼びます。

【政務活動費】

地方自治法に基づき、条例で定めて、新宿区議会議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部を、**政務活動費**として会派に交付しています。（一人あたり月額 150,000円）

会派は、四半期ごとに「収支状況報告書」を、年度（4月～翌年3月）終了後に「年度収支報告書」を、それぞれ30日以内に議長に提出します。

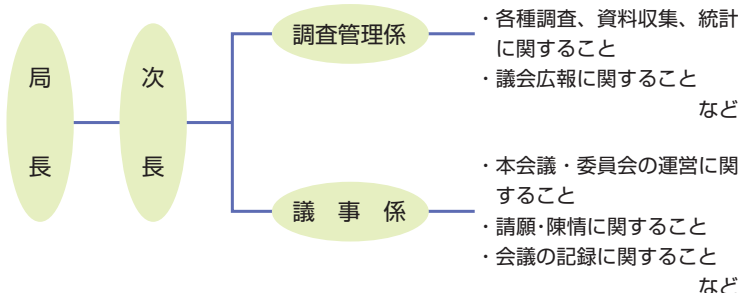
報告書には、調査研究費・会議費等項目別に、使途と金額を記載し、領収書等を添付することになっています。

議会事務局

区議会の事務を処理するため、議会事務局が置かれています。

職員は議長が任命し、本会議や委員会の運営の補助、請願・陳情の受付や区議会だよりの発行などの事務を行っています。

また、議会活動に必要な資料の収集や調査も行っています。



2 区議会のしごと

議決

区議会のしごとで、重要で代表的なものとして**議決**があります。これは、区長や議員から提出された議案などを審議して、議会の意思を決定することです。

議決する事項は、法律(地方自治法第96条等)で定められており、その主なものは、次のとおりです。

- 1 条例の制定・改正・廃止をすること
- 2 予算の決定・決算の認定をすること
- 3 区の税金や使用料、手数料などに関すること
- 4 予定価格が1億8千万円以上の工事や、物をつくる契約をすること
- 5 不動産を信託すること
- 6 予定価格が5,000万円以上のものの取得や処分をすること(土地は5,000㎡以上)
- 7 条件付きの寄附や贈与を受けること
- 8 法律や政令又は条例で決めていることを除いて、区の権利を放棄すること
- 9 重要な公の施設を長期間、独占的に利用させること
- 10 裁判に訴えることや和解などに関すること
- 11 その他、法律や条例などにより議会の権限とされていること

そのほかにも、区議会は議長、副議長や選挙管理委員会の委員などの**選挙**を行います。

また、区長から提出される副区長、監査委員、教育委員会委員などの人事案件について、**同意**するかどうかを決めます。

区政のチェック

区の仕事の全般にわたって正しく行われているかどうかを調査したり、報告を求めたりして、区の仕事をチェックすることも区議会の大切な仕事です。

また、事務の執行状況や出納の検査をしたり、監査委員に現金や物品が正しく管理されているかを確かめるために監査を求めたり、その結果の報告を求めることもできます。

意見書の提出・決議の議決

わたしたちの生活に関わる重要なことでも、それが国や東京都などの仕事であるため、区の力だけではどうしても解決できないことがあります。

このようなとき区議会では、関係機関に解決を求めるため、**意見書**や**要望書**を提出します。

また、議会としての意思を対外的に表明するために、**決議**を行うこともあります。



議長選挙

3 請願・陳情

■わたしたちの要望を託して

請願・陳情は、区民が区政などに望むことを直接区議会に申し出ることができる制度です。

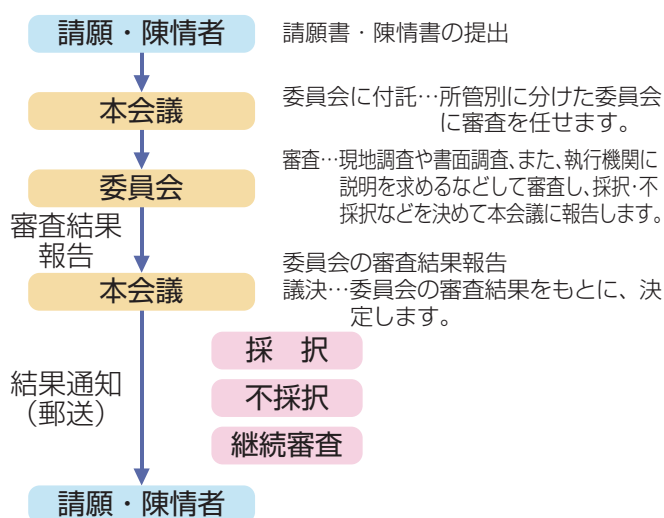
請願には、区議会議員の紹介を必要とし、陳情にはその必要がありません。新宿区議会では、原則として陳情も請願と同様に、定例会における本会議で所管する委員会に付託（審査を任せること）し、審査を行います。

請願・陳情は、いつでも提出することができますが、直近の定例会中の委員会で審査を希望される場合は、提出締切日を設けていますので、定例会の開催情報をご確認ください。

各委員会で請願・陳情を審査した結果、その内容が妥当であると判断した場合は**採択**すべきもの、そうでない場合は**不採択**とすべきものとして本会議に報告し、採決します。また、引き続き審査すべきものと判断した場合は、**継続審査**とします。

本会議で採択された請願・陳情は、その要望の実現や解決を図るよう、区長、教育委員会などの執行機関に議決結果を通知します。また、その内容が国や都などに意見書の送付を求める内容である場合は、議会として関係機関に意見書を送付します。

請願者・陳情者（複数の場合は代表者）には、結果を通知します。（継続審査については、最初の時のみ通知します。）



■請願書・陳情書の書き方

- 1 請願・陳情書には、「〇〇に関する請願（陳情）」と件名を表示してください。
- 2 議員の紹介は請願書の提出要件です。表紙に紹介議員の署名または記名押印が必要です。
紹介議員は、請願の内容に賛成するものでなければなりませんとされています。
- 3 提出年月日及びあて先（新宿区議会議長）を書いてください。
- 4 請願・陳情書の提出者は、住所（法人の場合は、その所在地及び名称）を記載し、請願・陳情者（法人の場合は、代表者）が署名または記名押印してください。
また、連絡先（電話番号）・郵便番号も明記し、氏名にはフリガナも記入してください。
数人で提出する場合は代表者を定め、各人の住所・氏名を連署するか署名簿を添付してください。
- ※ 請願・陳情者の個人情報（住所、氏名等）は、請願・陳情文書表（本区議会が定める様式）に記載され、本会議や委員会で議員や報道関係者に配布されるほか、委員会の閲覧用資料として公開されるとともに、新宿区議会年報にも掲載されます。また、文書表は行政文書として情報公開の対象となります。
- 5 請願・陳情の趣旨は、初めに要旨を簡潔に書き、次に理由を具体的に書いてください。
なお、要旨及び理由が2つ以上ある場合は、箇条書きで事項ごとに書いてください。
- 6 図面その他の資料を請願・陳情に添付する場合は、付託される委員会により必要部数が異なりますので、議会事務局までご相談ください。
- 7 請願・陳情書は、いつでも提出することができます。ただし、審査を開始するためには所定の手続きが必要ですので、定例会中の委員会で審査を希望される場合は、あらかじめ議会事務局までご相談ください。新宿区議会の定例会は、毎年2月、6月、9月、11月に開かれます。
- 8 陳情については、原則として委員会に付託して審査を行います。次の(1)から(8)のいずれかに該当するものについては、委員会に付託しない場合があります。

4 会議のあらまし

会議の開催・種類

新宿区議会では、年4回[2月、6月、9月、11月]定例会を開いています。(開会月は、変更する場合があります。)

臨時会は、次の定例会までの間に議会の議決が必要になったときに開かれます。

定例会・臨時会の招集は、いずれも区長が行いますが、議員定数の4分の1以上の議員から付議すべき事件を示して招集の請求があったとき、または、議会運営委員会の議決を経て議長から招集の請求があったとき、区長は20日以内に臨時会を招集しなければなりません。区長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができます。

会議の種類	定例会	臨時会
招集権者	区長	区長
招集請求できる者	_____	議員定数の4分の1以上の議員 議長(議会運営委員会の議決を経る)
招集回数	条例に定めた回数	制限なし
審議できる事件	あらかじめ付議された事件に限定されない	あらかじめ付議された事件 (緊急の場合を除く)

定例会・臨時会では、最初に会期(会議を行う期間)を定め、その期間中に本会議や委員会を開きます。委員会は、議会の議決により閉会中(会期以外の期間)も開いています。閉会中の委員会では、所管の調査事項に関する審査・調査を行っています。

本会議

議員全員が議場に集まって会議をすることを本会議といいます。本会議の進行は議長の役割です。

会議時間は、午前10時から午後5時までと定められていますが、開会時間を変更したり、会議時間を延長することができます。(代表・一般質問を行う本会議は午前10時、それ以外の本会議は午後2時に開会しています。)



本会議の様子

委員会

区議会で取り扱う事項は、数が多く、内容も幅広い分野にわたっています。そこで、これらをいくつかの部門に分けて、専門的・効率的に審査するために委員会を設けています。

委員会には、常設の常任委員会と議会運営委員会、必要に応じて設置される特別委員会があります。

常任委員会(常設)

委員の任期は、条例で2年と定められています。

●総務区民委員会 (定数：10名)

【所 管】 総合政策部、総務部、地域振興部、文化観光産業部、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員に関する事項

教育委員会に関する事項(新宿区立新宿歴史博物館、新宿区立林芙美子記念館、文化財保護に関する事項に限る。)

他の常任委員会に属さない事項

【調査事項】

- ・企画及び総合調整について
- ・財政運営について
- ・情報処理について
- ・広報及び広聴活動について
- ・組織並びに職員の人事及び福利厚生について
- ・営繕について

- ・財産の管理について
- ・平和について
- ・地域振興について
- ・コミュニティの推進及び生涯学習について
- ・戸籍及び住民記録について
- ・選挙及び監査事務について

●福祉健康委員会 (定数：9名)

〔所 管〕福祉部、健康部に関する事項

- 〔調査事項〕 ・障害者福祉について ・生活保護について ・国民健康保険について
・高齢者福祉について ・保健衛生について ・後期高齢者医療について
・介護保険について ・公害健康被害補償について ・国民年金について

●環境建設委員会 (定数：10名)

〔所 管〕みどり土木部、環境清掃部、都市計画部に関する事項

- 〔調査事項〕 ・環境保全について ・公園及び緑化について ・建築指導について
・リサイクル・清掃について ・都市計画について
・道路及び河川について ・住宅対策について

●文教子ども家庭委員会 (定数：9名)

〔所 管〕子ども家庭部、教育委員会に関する事項(新宿区立新宿歴史博物館、新宿区立林芙美子記念館、文化財保護に関する事項を除く。)

- 〔調査事項〕 ・児童福祉について ・男女共同参画について ・図書館について
・子育て支援について ・学校教育について ・教育環境の整備について
・青少年について ・幼児教育について

議会運営委員会 (常設)

(定数：12名)

委員の任期は、条例で2年と定められています。

- 〔調査事項〕 ・議会の運営について
・議会の会議規則、委員会に関する条例等について
・議長の諮問に関する事項について

特 別 委 員 会

議会が特に必要と認めた事項を審査するために、その都度設置されます。

●防災等安全対策特別委員会 (定数：10名)

- 〔調査事項〕 ・危機管理対策について ・震災・防災対策について ・総合治水対策について

●自治・議会・行財政改革等特別委員会 (定数：9名)

- 〔調査事項〕 ・自治権拡充について ・自治基本条例について ・議会改革について
・都区のあり方について ・行財政改革について ・議会基本条例について

●文化観光産業等特別委員会 (定数：9名)

- 〔調査事項〕 ・文化及び観光の振興について ・消費生活について
・産業振興について ・新宿駅周辺循環型バスに関わる地域交通について

●本庁舎対策等特別委員会 (定数：9名)

- 〔調査事項〕 ・本庁舎について ・本庁舎対策に関わる公有地・区有施設について

●予算特別委員会、決算特別委員会

- 〔調査事項〕 ・予算の審査について…予算特別委員会(2月設置)
・決算の認定について…決算特別委員会(9月設置)

本会議を運営するための原則

本会議を民主的で能率的、かつ円滑に進めるために、いろいろな原則（ルール）があります。主な原則には、以下のようなものがあります。

定 足 数 の 原 則 会議を開き、議決を行うためには、議員定数の半数以上の出席が必要です。この原則は、委員会も同じです。

過半数議決の原則 議決を行うためには、出席している議員（議長を除く）の半数を超える賛成が必要です。例外として、3分の2以上、4分の3以上の賛成が必要な場合があります。

一事不再議の原則 一度議決した案件は、同じ会期中に再び審議することはできません。これは、会議を能率的に運営するためです。

会期不継続の原則 会期は、それぞれ独立しているため、会期中に議決しなかった案件は、会期の終了とともに廃案となり、次の会期に継続されません。継続して審議するときは、そのことを議決しなければなりません。

議事公開の原則 本会議は原則として公開することになっています。例外として、秘密会として非公開で行うことがあります。新宿区議会では、委員会も本会議と同じように傍聴することができます。

議案が議決されるまで

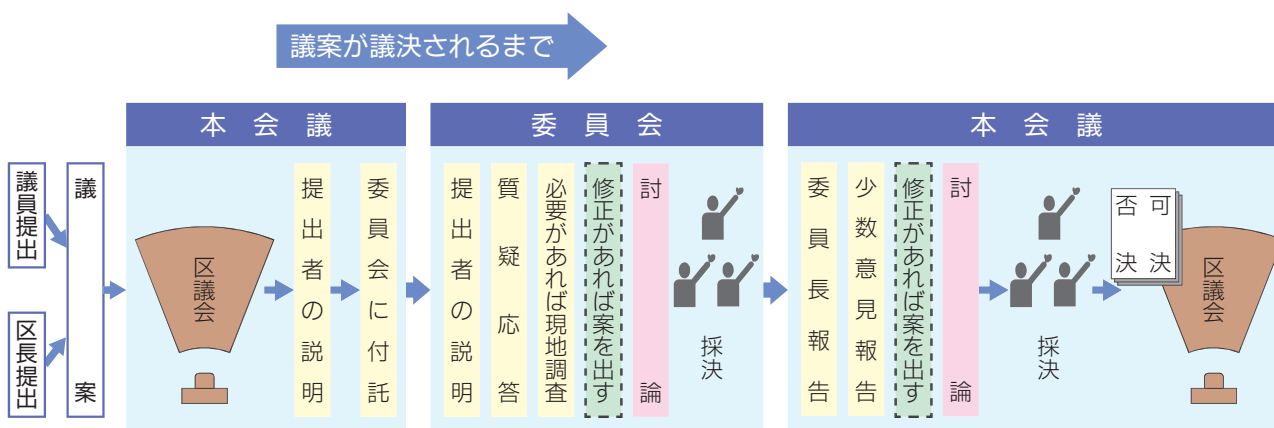
議会で審議し、議決の対象となる案件を**議案**といいます。議案を提出できるのは、区長、議員、委員会ですが、予算、副区長の選任同意などの議案は、区長でなければ提出することができません。

また、意見書の提出や議会に委員会を設置することなど、議員でなければ提出することができないものもあります。

議員が議案を提出するには、**条例**は議員定数の12分の1以上、**意見書・決議**は2人以上の賛成者が必要です。

提出された議案は、まず本会議で提出者から提案理由が説明され、**付託**（審査を任せること）された委員会では審査を行います。ただし、副区長等の選任など、議案によっては、委員会への付託を省略して採決することもあります。

委員会の審査が終わった議案は、委員長から議長にその結果が報告され、本会議で最終的な議決を行います。



5 議会の公開

会議の傍聴

本会議や委員会は、誰でも傍聴することができます。

傍聴をするには傍聴券が必要です。

傍聴を希望される方は、当日、議会事務局(区役所本庁舎5階)で傍聴券の交付を受けてください。

本会議場の傍聴席は、5階に30席、6階に81席あり、車椅子での傍聴もできます。5階には、ヒアリンググループシステムを設置し、議会事務局で受信機を貸し出しています。

また、手話通訳や要約筆記者の配置もできます。希望する10日前までに議会事務局にご連絡ください。



本会議場の傍聴席

傍聴するときは、次のことに注意してください。

- ※ 議場や委員会室での発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと
- ※ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと
- ※ 飲食、喫煙をしないこと
- ※ その他、議場や委員会室の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと
- ※ 写真撮影・録音・録画等を希望する方は、事前に申請が必要です。下記の申請期限までに議会事務局へ申請してください。申請方法等は議会事務局へお問い合わせください。

本会議：撮影等を希望する本会議の4日前の午後5時まで（閉庁日は除く）

委員会：撮影等を希望する委員会の2日前の午後5時まで（閉庁日は除く）

新宿区議会ホームページ

区議会のしくみや内容の紹介、会議録の検索、請願・陳情の取扱い、定例会で議決された議案、次回定例会の予定のほか、『新宿区議会だより』など、区議会の新しい情報について、インターネットを通じて、お知らせしています。



新宿区議会

検索

会議の中継

インターネットを利用した会議の中継を行っています。

パソコンやスマートフォンなどを使い、ご自宅などで、インターネット中継により会議をご覧いただけます。

中継する会議は、定例会・臨時会の本会議、予算特別委員会及び決算特別委員会です。

会議開催日に生中継を行い、概ね1週間後には録画中継として公開しています。『新宿区議会ホームページ』からアクセスしてください。

また、会議開催日には、区役所本庁舎1階ロビーでもテレビ画面で生中継をご覧いただくことができます。

そのほかにも、各特別出張所では定例会の本会議及び予算・決算特別委員会の一部を録画放映しています。定例会終了後概ね10日後に放映します。



インターネット中継



特別出張所での録画放映

議会活動をお知らせする刊行物

新宿区議会だより

定例会(2月・6月・9月・11月)ごとに発行し、日刊新聞6紙(朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売)に折り込んで、新宿区内のご家庭に配布しています。新聞を講読していない方は、議会事務局にご連絡をいただければ、『広報新宿』とともにご自宅にお届けします。

その他に、区政情報センター(区役所本庁舎1階)、特別出張所、区立図書館をはじめとする区施設窓口や区内の主な駅、スーパー、公衆浴場にも置いています。

目の不自由な方を対象に、『新宿区議会だより』の点字版と音声版(カセットテープ版、CD版、DAISY版)を作製しています。ご希望の方は、議会事務局までご連絡ください。

『新宿区議会ホームページ』にもPDF版、音声版(MP3形式)を掲載しています。

新宿区議会会議録・会議概要記録

本会議のすべての内容を記録したものを新宿区議会会議録として作成しています。

会議録は、議会事務局のほか、区政情報センター、区立図書館に備えてあります。

各委員会については、会議概要記録を作成し、議会事務局、区政情報センター、中央図書館でご覧いただけます。予算特別委員会及び決算特別委員会については、この他に、区立図書館でも閲覧できます。

『新宿区議会ホームページ』の「会議録検索システム」でも検索・閲覧できます。

新宿区議会年報

本会議及び委員会の1年間(1月～12月)の会議結果をまとめたものを『新宿区議会年報』として発行しています。

議会事務局のほか、区政情報センター、区立中央図書館でご覧いただけます。

『新宿区議会ホームページ』にもPDF版を掲載しています。

新宿区議会史等

平成9年6月、新宿区議会の50周年の節目を記念して、その歩みを編さんしました。

通史編・資料編の各1冊で1セットです。区政情報センター(区役所本庁舎1階)で販売しています。(定価12,000円)

また、平成20年3月及び平成30年3月に、それぞれの10年の歩みを編さんしました。議会事務局で無償頒布しているほか、区立図書館で閲覧できます。平成30年3月に編さんしたのは、『新宿区議会ホームページ』に全文(PDF版)を掲載しています。

あなたのまちの区議会議員

新宿区議会議員を紹介するパンフレットを発行しています。

議員全員の氏名や連絡先、会派や各委員会の構成を掲載しています。

議会事務局のほか区政情報センター、各特別出張所でも配布しています。

『新宿区議会ホームページ』にもPDF版を掲載しています。

6 新宿区平和都市宣言

新宿区議会は、昭和60年12月10日、「新宿区非核平和都市宣言」に関する決議を全会一致で可決し、新宿区が自ら非核平和都市宣言を行うことを求めました。

これを受け、新宿区は昭和61年3月15日に新宿区平和都市宣言を行いました。

新宿区平和都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。

私たちは、世界で唯一の核被爆国民として、自らも戦火を受けた都市の住民として、戦争の惨禍を人々に訴えとともに、永遠の平和を築き、この緑の地球を、次の世代に引き継ぐ責務がある。

国際平和年にあたり、私たちは、人類の生存に深刻な脅威をもたらす、すべての国の核兵器の廃絶を全世界に訴え、世界の恒久平和の実現を心から希求し、ここに新宿区が、平和都市であることを宣言する。

昭和61年3月15日

新宿区

「新宿区非核平和都市宣言」に関する決議

世界の恒久平和は人類普遍の原理である。

しかるに現実には、核軍拡競争が激化の様相を呈し、人類の滅亡さえ危惧されるところである。

われわれは、世界で唯一の核被爆国の国民として、核兵器の恐怖と被爆者の今なおつづく苦しみを全世界の人々に訴えとともに、世界平和実現のため、積極的な役割を果たさなければならぬ。

新宿区議会は、新宿区民の願いに応え、憲法の精神にそって核兵器廃絶と非核三原則の堅持を希求し、ここに新宿区が自ら非核平和都市宣言を行うことを求めるものである。

右、決議する。

昭和六〇年十二月十日 新宿区議会

7 新宿区環境都市宣言

新宿区議会は、平成5年3月31日、「環境都市宣言に関する決議」を全会一致で可決し、新宿区が自ら環境都市宣言を行うことを求めました。

これを受け、新宿区は平成6年6月5日に新宿区環境都市宣言を行いました。

新宿区環境都市宣言

私たちには、健康と、安全そして快適な環境で生活する権利があります。

私たちには、環境にやさしい暮らし方や、ともに生きるための新しい役割を考えながら、かけがえない地球環境を子孫に引き継いでいく責務があります。

私たちは、東京の新都心であって、歴史的、文化的資源や貴重な自然が残されている新宿区で、うるおいとやすらぎのある環境を創造していくことを決意しました。

私たちは、「環境を考え行動する人びとが、ともに生き、集うまち、新宿区」の実現を心から希求し、ここに、新宿区が環境都市であることを宣言します。

1 私たちは、毎日の暮らしが地球環境と密接な関係にあることを自覚し、いつでも環境を良くすることを考えて行動します。

1 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進につとめ、限りある資源を大切にします。

1 私たちは、自然環境とのきずなを深め、さまざまな生物がともに生きる環境づくりをめざします。

1 私たちは、すべての人びとと地球のめぐみを分かちあい、地域を超えたつながりを大切にします。

平成6年6月5日

新宿区

環境都市宣言に関する決議

新宿区に住み続けたいと願う人々が安心して快適に暮らせる、豊かな自然、澄んだ空気、静かで安らぎのある生活環境を維持することは、すべての区民の願いである。

しかし、新宿区の現況は、種々の行政努力にもかかわらず、集積・多様化する都市活動により、かつての良好な環境を徐々に失わせ、大きく見れば地球環境をも悪化させている。

環境にやさしい暮らし方や事業活動を進めながら、人類のみでなく生物も生息できる環境を保全・再生し、かけがえない地球環境を子孫に引き継いでいくことが、現在に生きるものに課せられた責務である。

新宿区議会は、真に快適な環境を創造し、生活都市新宿区を実現するため、新宿区が環境都市宣言を行うことを求めるものである。

右、決議する。

平成五年三月三十一日 新宿区議会

区議会までの案内図



地下歩行者道

バス停：①歌舞伎町、②新宿五丁目、③新宿駅東口、④新宿追分、⑤新宿伊勢丹前

電車：JR・丸ノ内線『新宿駅』、丸ノ内線・副都心線『新宿三丁目駅』、
西武新宿線『西武新宿駅』、都営大江戸線『新宿西口駅』の各駅から徒歩5分

発行 令和7年7月

編集 新宿区議会事務局
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電話 03-5273-3534(直通)
FAX 03-3209-9995

刊行物作成番号2025-2-5001